

【提言書別紙】「小諸市自治基本条例を考える市民討議会」における小諸市自治基本条例の評価及び検討に関する討議内容

①条例の改正に関する事項

「自治基本条例全体」(第2回討議会)

(注)「参考」には、討議員からの事前意見に対するアドバイザーのコメント、条例案策定時の議論の内容、事務局としての考え方などを記述した。

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討議会としての確認事項	今後の課題等
	「まちづくり」と「自治」	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治」＝「まちづくり」という表現に違和感を覚える。 ・「自治」＝「まちづくり」と言い換えても違和感はなく、わかりやすいのではない。 ・「自治」と「まちづくり」の定義についてしっかり議論し、合意が得られるならば「まちづくり基本条例」のような名称でも良いのではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第3条で、「まちづくり」と「自治」を次のように定義している。 「まちづくり」は、「地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組み」をいい、市議会や市の執行機関が行う市政部分だけでなく、市民自らが行う公共的な活動も含めた広い定義としている。 「自治」は、「自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行うこと」をいい、「自分たちの意思と責任に基づいて行うまちづくり」であるとしている。 ・ここでいう「まち」は、「農村部」に対する「町」や「街」ではなく、「私たちが暮らす地域」という意味で使用している。 <p>【アドバイザーのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自治」は、ものの決め方や手続きといったプロセス。そのプロセスを経て実現したものが「まちづくり」そのものであり、「まちづくり」のプロセスが「自治」のかたちであるといえる。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	

「前文」(第2回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討議会としての確認事項	今後の課題等
前文		<ul style="list-style-type: none"> ・規定のとおりであり、納得できるものである。 ・「自治」と「まちづくり」のとらえ方・定義が変わらないならば、基本的に見直す必要はない。 ・地域と地域住民は、分権型社会構築のために、まちづくりにおける新たな責任ある行動が今後ますます求められていく、という部分の規定が若干不足していると感じる。このため、「市議会や市長をはじめとした市の執行機関も、市政運営における新たな責任を果たしていく必要がある」という部分に「(新たな)自らの(責任)」の文言を追加する。 ・条例案策定の当初から携わった者として、制定から4年目を迎え、不十分と感ずる点について、加筆・修正したい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」及び「第1章 総則」は、総括的な規定であることから、「第2章」以降の評価・検討の中で、必要があれば見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」及び「第1章 総則」は、総括的な規定であることから、「第2章」以降の評価・検討の中で、必要があれば見直しを行う。

「第1章 総則」(第2回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討議会としての確認事項	今後の課題等
第1章 全体		<ul style="list-style-type: none"> ・規定のとおりであり、納得できるものである。 ・「自治」と「まちづくり」のとらえ方・定義が変わらないならば、基本的に見直す必要はない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」及び「第1章 総則」は、総括的な規定であることから、「第2章」以降の評価・検討の中で、必要があれば見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」及び「第1章 総則」は、総括的な規定であることから、「第2章」以降の評価・検討の中で、必要があれば見直しを行う。

第2条	最高規範性	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例を自治の最高規範とする裏付けは何か。 他の条例・規則等の制定・改廃に際し、自治基本条例との整合をチェックする規定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例第2条第1項で、小諸市自治基本条例が「自治に関する最高規範」であると位置付けている。 なお、法解釈上は、条例同士に上下関係はないため、第2条第2項で「他の条例や規則等を制定、改廃する場合には、自治基本条例の趣旨を尊重し、自治基本条例との整合を図ること」を規定することにより、最高規範であることの位置付けを確保している。 <p>【アドバイザーのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> チェックする条文は二つある。①一つは第11条の「市議会の責務」であり、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保することが規定されている。②もう一つは第32条の「条例の見直し」であり、4年を超えない期間ごとに、市民の参加により、条例の評価及び検討を行うことが規定されている。 		<ul style="list-style-type: none"> 「前文」及び「第1章 総則」は、総括的な規定であることから、「第2章」以降の評価・検討の中で、必要があれば見直しを行う。
第3条	用語の定義の順番	<ul style="list-style-type: none"> 「市民」「住民」「市民活動団体」「区」という順を、「区」が生活により密着しているという実態からみて、「市民」「住民」「区」「市民活動団体」の順にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」で同様の議論がなされたが、用語の順番は、優先性や上下関係を表すものではなく、この順になった。 		<ul style="list-style-type: none"> 「前文」及び「第1章 総則」は、総括的な規定であることから、「第2章」以降の評価・検討の中で、必要があれば見直しを行う。
	「区」の定義	<ul style="list-style-type: none"> 「区」について、各地域のコミュニティとしての位置付けとともに、市の業務の委託を受け、市の執行機関の業務を代務している現状を踏まえ、「自治意識に基づき市の執行機関と連携を保ちながら、主体的に活動する地域自治組織」と、「市の執行機関」との連携関係を明確に規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「自治基本条例」ではなく、「参加と協働のためのルール」の中で、あらためて「区」と「市の執行機関」との関係を整理していく必要があると考える。 「委託」「代務」についても、確かにそれが行われている現状があるが、そもそもそれが本来あるべき姿なのかを考える必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 「前文」及び「第1章 総則」は、総括的な規定であることから、「第2章」以降の評価・検討の中で、必要があれば見直しを行う。

「第2章 各主体の権利、役割及び責務」(第3回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討議会としての確認事項	今後の課題等
				<ul style="list-style-type: none"> 第3回討議会以降は、「評価・検討シート」の「参考」欄の記述について、特に疑義がなければ、あらためて討議の俎上にはのせないこととする。(全体での確認されたものとして扱う。) 	
第5条	「参加しない権利」	<ul style="list-style-type: none"> 条文の問題はない。ただし、運用が不十分であると感じる。 「参加する権利」「情報を知る権利」は良いが、逐条解説にある「参加しない権利」には違和感がある。「参加する権利」「知る権利」に対して、参加しない・したくない、知りたくないという場合は、「権利を行使しない」ということではないか。第9条で「区への加入」を義務付けているにもかかわらず、参加しない権利を掲げて区への加入を拒否できるのは矛盾である。 	<p>【アドバイザーのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり＝自治として、「自治の過程に参加する権利」と「自治をめぐる情報を知る権利」だと理解すると、この条文はやや平凡な規定で、憲法や地方自治法などの規定と同様の効果しかないようにみえる。 ただ、「まちづくり」を地域内のハード(都市計画上の諸規制や各種施設建設等)とソフト(福祉・教育・地域経済などの分野の諸施策)に関わる取組みだと理解すると、上記の権利を保障するためには、この条文だけでは担保できないため、権利を保障するために、他に条例や行政規則(要綱など)を制定する必要がある。 上記の権利は、権利として規定しているので、市民は「権利を執行しない権利」も有している。有権者が投票しない権利を有しているのと同様である(権利行使をしなくても特段の罰則はな 		<ul style="list-style-type: none"> 「参加しない権利」と「区への義務加入」の関係について、討議会の中であらためて疑問意見が出され、グループ討議の中で討議することになったが、明確な結論を得るには至らなかった。 小諸市は、第9条の「区への義務加入」の規定を、本市に住む人は、その地域の「区」へ加入して、地域の自治活動に参加すべきであるという理念を決意として定めた。権利には、「参加しない

			<ul style="list-style-type: none"> い。権利を行使しない有権者の判断が正しいかどうかについては、コメントしない。 ・ただ、この際も、権利を有効に執行できるようにするために「権利がある」だけでは足りない場合がある。例えば、「不在者投票制度」は使いにくいので、「期日前投票制度」にしたとか、これまでなかった海外在住者への投票権を保障したとか、という事例がこれにあたる。 ・この規定は、市民がまちづくりにいわば「主体的」に関わるための基礎的な条件を示していると考えられる。 		<p>権利」もあるが、その権利を行使せず、区への加入を拒否しないというのが、小諸市に住む人のあるべき姿であると理解するのが妥当であると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「参加しない権利」は、第5条の逐条解説に記述されていることから、逐条解説の記述内容について検討する。
	「市民」の主体性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が、「自治の主体」「まちづくりの主体」であることを明確に意識するよう、「自治の主体として」「まちづくりの主体として」の文言を追加する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・「市民」の主体性を明確に規定した方が良いのではないか。(グループ討議意見) ・改正の可否を検討する。
第6条	「市民」の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が、まちづくりに参加しやすくなるよう、「市民は、まちづくりの主役である」旨を規定する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・第9条の「区への加入」に対応し、「市内在住の市民は区（自治会活動）への加入に努める」旨を規定する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
第8条	「区」の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・「区」の役割は、主体的・自主的な地域づくりとともに、行政との連携による地域づくりという面もあることから、「区は、市の執行機関との連携のもと、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります」と、「区」と「市の執行機関」との連携関係を明確に規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市では、昭和29年に「小諸市区長に関する規程」という規則が制定されたが、地縁的なつながりを基盤とした「区」そのものについては、その位置付けが条例等に全くなされてこなかった。それが、平成22年4月に施行された「小諸市自治基本条例」の中で初めて、「区は、本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいう」と定義され、「対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ること」が区の役割であると規定された。 ・本来であれば、この「自治基本条例」の制定に合わせて、市と「区」や「区長」との関係やあり方などについても検討を行い、「区長に関する規程」も見直しを行うか、別な条例や規則等を定める、また、「区」に関しても規定類の整備も行うべきであったが、それがなされずに今日に至っている。 ・意見の内容については、「自治基本条例」ではなく、「参加と協働のためのルール」の中で、あらためて「区」と「市の執行機関」との関係を整理していく必要があると考える。 ・「委託」「代務」についても、確かにそれが行われている現状があるが、そもそもそれが本来のあるべき姿なのかを考える必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「区」が、財源も権限もない中で、自発的・意欲的に地域づくりに取り組めるよう、「共通課題を解決し、福祉の向上を図る」を「共通の課題に取り組み、互いに支え合う地域づくりに努める」旨の表現に修正する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません」の「努めなければなりません」について、「区」を「自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織」と定義していること、また、自治の本旨に照らしてもふさわしくないと考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」で、「義務加入は、裏を返すと、区側も加入を拒めない」と暗に言っていることになる。区側も『～しなければなりません』と規定する必要があるのではないかと「住む人と区、双方の義務を明記しなければ意味がない」などの意見があり、それらを踏まえた区長会との意見交換を経て、「努めなければなりません」という表現に 	<ul style="list-style-type: none"> ・「区への義務加入」については、討議会として認識が一致した。(「参考」欄の記述についても、特に疑義はなかった。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第9条に対応して、表現に関する改正の可否を検討する。

		<p>ことなどから、「努めます」又は「努めるものとします」に修正する。</p> <p>・「区」では、表現が曖昧なため、「区の自治会」と明記する。</p>	<p>なったという経過がある。</p> <p>・小諸市では、「単位自治会」のことを「区」と称しており、「区の自治会」では意味が二重になってしまうため、文言の追加をする必要はないと考える。</p>		<p>・改正の要否を検討する。</p>
第9条	「区」への義務加入	<p>・対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図るという「区」の役割を果たすため、「区」への加入を義務とすべきと考える。</p> <p>・「本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません」の「加入しなければなりません」について、「参加しない権利」と矛盾すること、また、自治の本旨に照らしてもふさわしくないと考えられることなどから、「加入します」若しくは「加入するものとします」又は「区（若しくは自治活動組織）への加入に努めます」に修正する。</p>	<p>・「区への義務加入」について、条例案策定時のワーキンググループで、以下のような議論が行われた。</p> <p>・平成21年11月26日開催の「第9回ワーキンググループ」では、</p> <p>「現実として、現状と規定内容が乖離している法律はたくさんある。ワーキンググループでは、区を基本的な組織と位置づけて、市民協働していこうという規定となった。強制力のない表現での規定をすると、加入してもらうよう区長が住民に強くお願いすることをしなくなってしまうのではないかと。そもそも、その程度の規定では区長の権限を担保することができないように思う。」</p> <p>「妥協してしまうと無関心になる。すぐには無理でも、徐々に自治意識が高まり醸成されていくことが期待するところである。」</p> <p>「自治の基本理念からは、物事をこうしなければならないという意識が伝わる。区へ加入させることを難しいと感じるのは、個人の自由をすべて認めるという考えがあるからだと思う。現実と比べる必要はない。」</p> <p>「小諸市では、80%以上の住民が区に加入するものとの認識があるかと思う。この認識をゆるめるような規定の仕方は現状を崩してしまう恐れがある。区への加入義務を謳うようにしたい。」などの意見があり、それらを踏まえて、義務加入を盛り込んだ、条例の素案がまとめられた。</p> <p>・その後、市民フォーラムやパブリックコメントでの義務加入に対する賛否の意見を踏まえて、平成22年1月27日開催の「第11回ワーキンググループ」で、ワーキンググループメンバーの多数決（当日出席16名中11名の賛成）により、「区へ加入しなければなりません」という規定になった。</p> <p>【アドバイザーのコメント】</p> <p>・第9条の「区への加入義務」については、憲法上の国民の三大義務である「勤労の義務」「納税の義務」「子どもに教育を受けさせる義務」と同様に、小諸市では市に在住する人は「区への加入義務」がある、ということである。</p> <p>・第5条などで規定する「まちづくりへの参加の権利」などを有効に保障するために、小諸市では、区への加入が要請されている、と理解できる。</p> <p>・ただ、この規定についても、「区への加入義務」を担保するために、この規定だけでは十分ではない。例えば、区の加入者の基本台帳を作成するとか、区の境界を確定するとか、といった区や執行機関の取組は最低限必要だと思われる。さらに、区への加入を円滑に進めるため、あるいは区への加入を支援するために、区や執行機関が取り組むべき施策はいくつもあるように思える。</p> <p>・「区に加入すると、個人としてはどのような利点があるか」等については、市民個人が判断されることではあるが、制度設計としては、区に加入することにより、市民がまちづくりに主体的に参加できるような仕組みを構築することが、行政にとっても、区にとっても、そして市民にとっても、課題になるので、「区への加入」→「市民主体のまちづくり&自治の発展」となるように、それぞれの立場で工夫することが求められていると考えられる。</p>	<p>・「区への義務加入」については、討議会として認識は一致した。ただし、「加入しなければならない」のままが良いのか、「加入するものとする」にするのかといった表現の問題は、まとめの段階で最終的に判断する。</p>	<p>・「区への義務加入」についての表現に関する改正の要否を検討する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・「区」に加入したと認める要件を規定する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「区への加入」では、曖昧で具体性に欠けるため、「区の自治会への加入」と明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市では、「単位自治会」のことを「区」と称しており、「区の自治会」では意味が二重になってしまうため、文言の追加をする必要はないと考える。 		<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・単に「区」へ加入するだけでなく、「区の事業に参加・協力しなければならない」旨を規定する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
第10条	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに対する事業者の社会的責任を強調するため、「積極的に」の文言を追加する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
第11条	市議会の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・「市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保しなければなりません」の「確保しなければなりません」について、自治の本旨に照らしてふさわしくないと考えられることから、「確保します」又は「確保するものとします」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認された。 	（「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に努めなければなりません」の「努めなければなりません」について、自治の本旨に照らしてふさわしくないと考えられることから、「努めます」又は「努めるものとします」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認された。 	（「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を行わなければなりません」の「行わなければなりません」について、自治の本旨に照らしてふさわしくないと考えられることから、「行います」又は「行うものとします」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認された。 	（「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「公平」の文言を追加する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
第12条	市議会議員の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・「市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません」の「遂行しなければなりません」について、自治の本旨に照らしてふさわしくないと考えられることから、「遂行します」又は「遂行するものとします」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認された。 	（「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治倫理の確立」を「政治倫理の向上」に修正する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の可否を検討する。
第13条	市議会事務局の職員の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・「市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければなりません」の「補佐しなければなりません」について、自治の本旨に照らしてふさわしくないと考えられることから、「補佐します」又は「補佐するものとします」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認された。 	（「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。）	
第14条	市の執行機関の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・「市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません」の「執行しなければなりません」について、自治の本旨に照らしてふさわしくないと考えられることから、「執行します」又は「執行するものとします」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認された。 	（「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。）	

		<ul style="list-style-type: none"> ・「市の執行機関」と「区」は、強い連携をもって行政を推進していることから、「市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、区等との連携のもと、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません」と、「市の執行機関」と「区」との連携関係を明確に規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市では、昭和29年に「小諸市区長に関する規程」という規則が制定されたが、地縁的なつながりを基盤とした「区」そのものについては、その位置付けが条例等に全くなされてこなかった。それが、平成22年4月に施行された「小諸市自治基本条例」の中で初めて、「区は、本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいう」と定義され、「対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ること」が区の役割であると規定された。 ・本来であれば、この「自治基本条例」の制定に合わせて、市と「区」や「区長」との関係やあり方などについても検討を行い、「区長に関する規程」も見直しを行うか、別な条例や規則等を定める、また、「区」に関しても規定類の整備も行うべきであったが、それがなされずに今日に至ってしまっている。 ・意見の内容については、「自治基本条例」ではなく、「参加と協働のためのルール」の中で、あらためて「区」と「市の執行機関」との関係を整理していく必要があると考える。 ・「委託」「代務」についても、確かにそれが行われている現状があるが、そもそもそれが本来のあるべき姿なのかを考える必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・改正の要否を検討する。
第15条	市長の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・「市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません」の「運営しなければなりません」について、自治の本旨に照らしてふさわしくないと考えられることから、「運営します」又は「運営するものとします」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認された。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・市長と市民との対話が偏ったものにならないような文言を追加する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の要否を検討する。
第16条	市の執行機関の職員の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・「市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません」の「遂行しなければなりません」について、自治の本旨に照らしてふさわしくないと考えられることから、「遂行します」又は「遂行するものとします」に修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月6日開催の「第8回ワーキンググループ」において、議会及び市の執行機関は、主権者である市民のためにまちづくりを行う義務（責務）があることから、「～しなければなりません」という表現にすることが確認された。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・職員は「誰のため」「何のため」に職務を遂行するのかを徹底していくような文言を追加する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・改正の要否を検討する。

「第3章 市政運営」(第4回討議会)

条項	事 項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討議会としての確認事項	今 後 の 課 題 等
第3章 全体		<ul style="list-style-type: none"> ・特に意見はない。 ・条例そのものに対する認識が希薄であり、このような状況において、文言を多少変えてみても何も変わらない。 ・条文は、第19条「財政運営」以外は現行で良い。 など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政運営は、常に自治基本条例の理念を踏まえたものでなければならない。条例施行から3年余りが経過したが、これまで十分な取組みがなされてきたとは言いがたいというのが現状である。 ・このため、市としては、まず条例を踏まえた取組みをしっかりと行うことが重要であり、法令的に瑕疵がある部分や、考え方が明らかに現状にそぐわない部分などがなければ、今回は、あえて条文を改正する必要はないものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3章」の条文の改正は必要ない。 ・自治基本条例の内容を補完し、運用を担保するための条例等を検討する必要がある。(特に、「第4章 参加と協働」の部分) ・その他の意見は、運用上のものであるので、議論・検討をした上で、必要なものは提言書に盛り込む。 	
第17条	市長公約の総合計画への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・公約であるからといって、そのすべてを総合計画に反映させることは問題があるため、「市民の意向や社会情勢などを踏まえて反映させる」旨を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市長公約」は、そのすべてが、直ちに「総合計画」に反映されるわけではない。庁内での議論、総合計画審議会への諮問・答申、議会での審議・議決などのプロセスを経て初めて正式な「計画」となる。 ・「市民の意向や社会情勢を踏まえる」ということは、上記の策定プロセスの中で当然に行われることであり、あえて文言を追加する必要はないと考える。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上公約の達成状況を市民に分かりやすく公表することについて、それによって「説明責任を果たす」旨を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「達成状況を公表する」ということは、とりもなおさず「説明責任を果たす」ということであり、あえて文言の追加をする必要はないと考える。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公約は、あくまでも個人の選挙活動の一部であり、市の最高規範の条例で担保すべきことではない。第17条は、削除するか、「公約を具現化するにあたっては、改めて市民、議会に十分な説明をし、理解を得る」と修正する。 	<p>【アドバイザーのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度、市長に当選したら選挙中の公約、マニフェスト等の市民との約束は、私人の約束ではなく、公人として約束したとされ、公約の実現は、市長の政治的責任である。この市長の政治的責任を行政上の責任に移行させるのが本規定である。 ・市長の政権綱領(基本的政策方針)と総合計画などの行政計画は、リンクさせて運用するのが、民主的な手続きと考える。選挙公約を総合計画に反映させ、総合計画に反映すべきような政策を公約に掲げさせる、という基本条例の姿勢は、民主的に原理に則していると考えられる。 ・自治基本条例で規定している内容の半分以上は、既に(地方自治法などの)法律等で規定されているものであり、「ことさら条例で規定」しなくても、同様の規律がある側面は多々ある。ただ、小諸市民が重要だと考える諸点については、基本条例で改めて記すという作業をしていると思う。 ・本条文は、法律等では明確に要求している内容ではないので、小諸市独自の「自治の姿勢」と考えられる。多くの自治体では、必ずしも首長(市長、知事など)の任期と、総合計画などの行政計画の計画期間を同じにしていなかったため、行政責任者の政策と行政計画の齟齬が生じている例も多いが、小諸市ではそれを避けるため、市長の任期と総合計画の期間を符合させているので、本条文のような取組みができると思う。基本条例が制定される以前に、市長候補者が公約の作成にあたって執行機関が情報提供等で協力することを謳った要綱が制定されており、こうした経緯を踏まえた規定だと考えられる。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	

第18条	総合計画の評価	<ul style="list-style-type: none"> 「評価基準を経済性・効率性・有効性の評価に変えると同時に、事業の目的を今日的意義の面から評価する」旨を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「評価の基準を、進行状況の評価から、経済性・効率性・有効性の評価に変えること」と同時に、「事業の目的を今日的意義の面から評価すること」は必要であるが、これらは「運用」の中で取り組んでいくべきことであり、あえて「自治基本条例」の中に規定する必要はないと考える。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	
第19条	財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 「最小の経費で最大の効果をあげる」という文言からは、経費の節減ばかりが重要視されることが懸念されるため、「事業の質を保証する」旨も規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第19条第1項では、「最少の経費で最大の効果をあげる」前提として、「総合計画に基づく予算の編成及び執行を行う」ことを規定している。「最大の効果」については、質の確保や目的性などの面も含めて理解いただきたい。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	
		<ul style="list-style-type: none"> 地方分権の進展に伴って自治体の独立性が求められるが、財政面では「安定的な自主財源の確保」が重要であることから、「財源確保に最善を尽くす」旨を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「安定的な自主財源の確保に向けた努力」も含めて「健全な財政運営」という表現になっているのであり、あえて文言の追加をする必要はないと考える。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	
		<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたる財政運営の状態を表し、それを市民が確認・検証できる「長期財政試算」は重要であることから、市民に公表する財政に関する情報として、「長期財政試算等」を特記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政運営上、「長期財政試算」は重要だが、「長期財政試算」という名称は一般的なものではなく、あえて「自治基本条例」の中に規定しなくてもよいと考える。 		<ul style="list-style-type: none"> 「長期財政試算」の継続作成について、自治基本条例に加筆する必要はないが、他の条例等によってそれを担保すべきである。(グループ討議意見)
第20条	行政評価	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価を定例化する必要があるため、「年1回以上実施する」旨を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度以降は、「第9次基本計画」の運用のプロセス、すなわち「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉え、それらをトータルに運用するという「行政マネジメント」のプロセスの中で、「行政評価」についても取り組んでいく。具体的には、決算の段階で作成することとしている「成果説明書」について、(1)まず、所管する部署において、実績に基づく評価を行うとともに、それを踏まえた今後の取組みを明らかにし、「夏季政策戦略立案会議」(サマーレビュー)において、市としての最終的な評価や今後の方向性を決定する。(2)次に、これを「総合計画審議会」へ報告する。(3)その後、決算の審議に付するため、9月定例会市議会へ提出する。 このプロセスが「行政評価」となり、この一連の取組みは、必ず毎年行われるため、あえて文言の追加をする必要はないと考える。 		<ul style="list-style-type: none"> 第18条「総合計画」の中に、「年1回以上」という規定があるため、ここでは文言を追加する必要はない。(グループ討議意見)
第21条	附属機関等の人材	<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説において、附属機関等の委員構成について「中立な立場で多様な人材の登用に努めることを規定している」と解説しているが、「中立」ではなく「公正」とすることが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討する。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説の記述を検討する。
	附属機関等の会議の告知	<ul style="list-style-type: none"> 「附属機関等の会議を原則として公開する」と規定しているからには、会議開催の告知がなされることが必要であり、その旨を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 会議の開催を告知することは必要があるが、その規定の仕方については、「自治基本条例」を改正するのではなく、「参加と協働のためのルール」づくりの中で検討したい。 	(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)	<ul style="list-style-type: none"> 規定の仕方を検討する。

「第4章 参加と協働」(第5回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討議会としての確認事項	今 後 の 課 題 等
第4章 全体		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に68ある「区」それぞれに独自性があると思うが、それでも「区」の組織、人事、予算などについての何らかの決まり事があっても良いと考える。 ・現状をみると「市民活動団体」と「区」の連携は、あまり現実味がない。「市民活動団体」と「区」が連携できるような仕組みづくりが必要である。 ・「参加と協働のためのルール」づくりの前に、まず、自治基本条例を周知して、市民が参加しやすいかたちをつくってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市では、昭和29年に「小諸市区長に関する規程」という規則が制定されたが、地縁的なつながりを基盤とした「区」そのものについては、その位置付けが条例等に全くなされてこなかった。それが、平成22年4月に施行された「小諸市自治基本条例」の中で初めて、「区は、本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいう」と定義され、「対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ること」が区の役割であると規定された。 ・本来であれば、この「自治基本条例」の制定に合わせて、市と「区」や「区長」との関係やあり方などについても検討を行い、「区長に関する規程」も見直しを行うか、別な条例や規則等を定める、また、「区」に関しても規定類の整備も行うべきであったが、それがなされずに今日に至ってしまっている。 ・意見の内容については、「参加と協働のためのルール」の中で、検討していく必要があると考える。 <p>【アドバイザーのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例は、単体ではその有している理念を実現できるわけではない。自治基本条例に記されている原則は、他の条例や規則などでルール化することではじめて実現することが可能になる。市民は、実現された具体的な事例を通じて、自治基本条例の意義と存在を知ることになる。日本国憲法は、他の関連法令があってはじめて、憲法理念の実現をみるのと同じである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加と協働のためのルール」づくりが必要である。 ・ルールづくりにあたり、基本的に本討議会として、その基本的枠組み(一定の方向性や考え方など)を提言する。ただし、必要があれば、検討のための組織は柔軟であっても差し支えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本討議会として、「参加と協働のためのルール」の基本的枠組みを提言する。
第29条	まちづくりにおける連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりにおける連携」ということからすれば、「市民活動団体」と「区」だけでなく、「市の執行機関」も当事者であることから、「市の執行機関」の文言を追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第29条は、「地域の課題解決のために大きな役割を果たす市民活動団体と区の連携したまちづくり」について規定したものであり、「市民」の中の「市民活動団体と区の調整・連携」という関係になっている。このため、「市の執行機関」と「区」との連携は、大変重要ではあるが、条例の構成上、第29条に「市の執行機関」の文言を追記することにはならない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「市民活動団体」と「区」の連携は強調されているが、「市の執行機関」と「区」の連携は明文化されていない。市民協働の観点からは、「市の執行機関」も第三者的な立場ではなく、一体となって取り組んでいく必要がある。(グループ討議意見) ・改正の可否を検討する。

「第5章 住民投票」(第6回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討議会としての確認事項	今後の課題等
第5章 全体		<p>【高校でのワークショップでの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の権利を高校生が持っているということは、大人だけではなく、いろいろな人の意見を吸い上げることができるので良いことだと思う。 ・自分たちの意見が反映されるものであれば、自分たちで関心を持って投票できるし、自分たちに関係がある問題であれば学生であっても判断できると思う。 ・住民投票があったら、投票に行きたい。住民投票というと大人が行うイメージでいたが、こういった制度があることをもっと若者に広めてほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第5章」の条文の改正は必要ない。 	
第30条	住民投票条例の常設	<ul style="list-style-type: none"> ・常設型の住民投票条例に賛成である。 			
第31条	住民投票の年齢要件	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上が投票権を有することに、異論はない。 ・住民投票が行われる事例の多くは、次世代にわたる事案が多いため、次世代の意見を聞くことが大事である。16歳は、義務教育が終わり、正確な情報が与えられれば純粋に物事を判断する能力を有し、社会人としても扱われる年齢である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票の請求権と投票権を「満16歳以上」とした理由は、逐条解説にもあるとおり、「高校生もまちづくりに参加する具体的な権利を持つことにより、将来に対する意識の醸成が図れること、周囲も高校生がまちづくりへ参加するための環境づくりを意識できること、また、義務教育が終了していること」などによる。 ・なお、長野県平谷村では、平成15年、全国で初めて中学生以上を対象に合併の是非を問う住民投票が行われたが、当時の報道からは、中学生が真剣に自らの地域の将来を考え、投票行動をした様子などを知ることができる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満16歳以上となっていることについて、異論を含めて意見があるが、本条例についての市民認知度が高まり、浸透しているであろう、次の評価・検討時において、しっかり評価・検討を行うべきと思う。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満16歳以上となっていることについて、16歳か18歳か、討議会で確認すべきと思う。 			

「第6章 その他」(第6回討議会)

条項	事項	討議員からの事前意見	参 考 (注)	討議会としての確認事項	今後の課題等
第32条	条例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の見直しは、今回がまさにそうであるように、これがないと形骸化してしまう危険性があり、必要な条項である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同様の認識であり、逐条解説のとおり「定期的な見直しを行うことは、多くの市民の関心の向上や自治基本条例を共有する機会にもなる」と考えている。 	<p>(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例が有効に機能するための補完的な条例や規則等が整備されれば、自治基本条例の見直しは4年に1回で良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を補完する「参加と協働のためのルール」は、本討議会でその基本的枠組みを提言することを予定している。 	<p>(「参考」欄の記述について、特に疑義はなかった。)</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、自治基本条例について評価・検討を行う制度(仕組み)が必要ではないか。 ・常設の見直し討議会を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで自治基本条例に基づく取組みが極めて不十分であったこともあり、今回の評価・検討作業を通じて、不断の検証が必要ではないかとの問題意識を持った。どのような方法(仕組み)が良いか検討したい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「総合計画」は、毎年見直しが行われる仕組みになっているが、「自治基本条例」も、毎年評価・検討を行う必要がある。(第4回討議会での全体討議意見) ・評価・検討のあり方を検討する。